

豊中市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金Q&A

番号	質問	回答
1	申請依頼前に購入したものも対象か	R6.4.1購入分から実績報告（12/20提出締切予定）までに発注かつ支払があったものが対象。
2	カメラ等のリースは対象か	対象外。
3	既存設備等の改修費は対象か	対象外（本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限る）
4	導入した設備等に修理の必要が生じた場合、その経費も対象となるか	対象外。
5	既存設備等の取り外し費用と新たな設置費用も対象となるか。	取り外し費用は対象外。 新たな設置費用は導入に必要不可欠であると判断できる場合対象。
6	外付けハードディスクなど、撮影した映像を記録、保管するための記録媒体や鍵付き保管庫等も対象となるか。	利用者のプライバシー保護等に応える観点から不可欠であると判断できる場合は対象。
7	カメラの三脚や延長コード、保護ケース等の付属品は対象となるか	カメラの導入に不可欠であると判断できる場合は対象
8	カメラ（固定カメラ、アクションカメラ等）の導入にあたり、留意する点はあるか。	カメラによる映像の記録にあたっては、 ・撮影前に保護者及び利用者の同意を得ておくこと ・プライバシー保護に配慮した記録後の映像補完体制の構築を行うことが望ましい。
9	保育所等における分園の場合事業所に対する補助基準額はいくらか。	保育所等における分園の場合、1事業所として扱う。 補助基準額は10万円となる。
10	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、事業所に対する補助基準額はいくらか。	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合は、1事業所として取り扱い、補助基準額は10万円とする。